# 利益相反防止規程

制定日	2024年6月12日
施行日	2024年7月1日
改定日	_
決裁機関	理事会
管理番号	K026
版	第1版

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

## 履歴

制定年月日	版	名 称
2024年6月12日	1	利益相反防止規程

年月日	版	変更箇所・内容・理由等	備考欄
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年月日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

# 目 次

第1章 総 則 第1条~第3条

第2章 利益相反行為の防止 第4条

第3章 利益相反行為の申告 第5条~第7条

## 利益相反防止規程

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人南西地域産業活性化センター(以下、「本財団」という。)の倫理規程に基づき、本財団の役職員による利益相反行為を防止し、開示 について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 本規程は、本財団の役員及び全ての職員(以下、「役職員」という。) に対して 適用する。

(定義)

- 第3条 この規程において「利益相反行為」とは、以下の行為をいう。
  - (1) 役職員が、自己又は第三者のために行う本財団の事業の部類に属する取引をしようとするとき
  - (2) 役職員が、自己又は第三者のために本財団と直接取引をしようとするとき。
  - (3) 本財団が役職員の債務を保証すること、その他役職員以外の者との間において本財団と当該役職員との利益が相反する取引をしようとするとき。
  - (4) 役職員の職務の執行にあたり、本財団の利益よりも特定の個人又は団体の利益を優先すると認められる活動、寄付、又はその他の行為。

#### 第2章 利益相反行為の防止

(利益相反行為の防止)

- 第4条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実の開示その他の本財団が定める所定の手続に従わなければならない。
  - 2 役職員は、原則として、利益相反行為を行ってはならず、やむを得ない理由によ り当該行為を行う場合には、事前に会長に書面で申告するものとする。

#### 第3章 利益相反行為の申告

(自己申告)

- 第5条 役職員は、その形態の如何を問わず、就任又は採用時並びに新たに本財団以外の団体等の役職員を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。) となった場合には、利益相反行為に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。
  - 2 前項に規定する場合のほか、本財団と役職員との利益が相反する可能性がある場合(本財団と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含む)に関しても前項と同様とする。
  - 3 本財団は定期的に役職員の兼職等の状況、前各項の規定に基づく申告事項の有 無及び内容について役職員からの自己申告をもって確認するものとする。
  - 4 本財団は、利益相反行為の防止のため、役職員に対して利益相反行為に該当する行為を行わないよう指導するとともに、申告内容を確認し、必要な是正措置を 講じなければならない。

(申告内容の管理)

第6条 前5条に基づいて申告された内容及び提出された書面又は電磁的記録は、事務 局にて管理するものとする。

(適切な利益相反管理)

第7条 本財団の役職員は、自己以外の役職員の利益相反行為あるいはその可能性がある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会の構成員に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。